

## 広島国際大学医療栄養学部履修規定

2014年2月7日制定

2018年3月5日改定

### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規定は、広島国際大学医療栄養学部の授業科目の履修方法等について定める。

(授業科目の分類、配当年次・学期および時間数)

第2条 授業科目の分類は、卒業要件との関連で必修科目および選択科目(選択必修科目を含む)とする。

2 開設する授業科目の分類、配当年次・学期および時間数は、別表第1のとおりとする。

3 前項の授業科目は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることがある。なお、該当科目については、学部長が別に定める。

(履修方法)

第3条 授業科目は、学科の定めるところにより履修しなければならない。

(他大学および他学部等における授業科目の履修ならびにその取扱い)

第4条 教育上有益と認めるときは、他大学(外国の大学を含む)との協議に基づき、学長は、学生に当該他大学の授業科目を履修させることができる。

2 短期大学または高等専門学校(専攻科)における学修その他文部科学大臣が別に定める学修(平成3年度文部省告示第68号に定めるもの)を教育上有益と認めるときは、本大学における授業科目の履修とみなすことができる。

3 前2項の規定により修得した単位については、学部長は教授会の議に基づき、30単位を限度として卒業の要件として認めることができる。

4 教育上有益と認めるときは、学部間の協議に基づき、学長は、学生に他学部の科目を履修させることができる。修得した単位については前項に準じる。

5 第2条第3項により修得した単位は、60単位を超えない範囲で卒業に必要な単位数に含めることができる。

(卒業に必要な単位数)

第5条 卒業に必要な単位数は、次表のとおりとする。

<表 省略>

## 第2章 履修申請

### (履修許可)

第6条 学生は、その年度に履修しようとする授業科目を履修申請により学部長に申請して許可を得なければならない。

### (履修申請)

第7条 履修申請は、毎年学部長が定める期間および申請要領に従って、申請しなければならない。

- 2 正当な理由がなく、所定の期間内に履修申請しない者は、履修を許可しない。
- 3 既に合格または単位を認定した授業科目を再度履修することはできない。
- 4 同時限に重複して履修することはできない。
- 5 前項にかかわらず、新たに履修する科目と前年度不合格科目とが重複する場合、前年度不合格の必修および選択必修科目(成績評価Dの科目に限る)について3科目以内は、再受験科目として重複申請することができる。ただし、実験・実習・演習科目を除く。
- 6 授業科目によっては、その内容との関連において別に定める授業科目(以下「先修科目」という)の単位を前もって修得していなければ、当該科目の履修を許可しないことがある。
- 7 先修科目については、別表第2に定める。

### (履修単位の上限)

第8条 1年間に履修申請できる単位数は、48単位以内とする。ただし、留学生特例科目、卒業に必要な単位数に含まれない科目および再受験科目として申請している科目を除く。

- 2 所定の単位数を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。
- 3 第1項にかかわらず、編入学した者および学部長が特に許可した者はこの限りでない。

### (履修申請科目の変更等)

第9条 履修申請後は、授業時間割の変更の場合を除いて、原則として追加、訂正および変更を認めない。

### (履修許可の取消し)

第10条 履修許可後においてこの規定および履修申請要領等に違反して申請していることが判明したときは、当該科目の履修許可を取り消す。

### (履修辞退)

第11条 学生から履修辞退の申し出があった場合、教育的効果を考慮してこれを認めることがある。

- 2 履修辞退の手續方法、その他必要な事項は学部長が別に定める。

### 第3章 教職課程

(教育職員免許状の種類)

第12条 学則第29条の2に定める教育職員免許状の種類は、つぎのとおりとする。

学科	免許状の種類
医療栄養学科	栄養教諭一種免許状

(基礎資格および最低修得単位)

第13条 栄養教諭一種免許状(以下「栄教一種免」という)を取得するためには、基礎資格として、学士の学を有し、かつ、別表第3に定める教育職員免許状取得のために必要な科目を履修し、単位を修得しなければならない。

(履修申請)

第14条 前条の単位修得のためには、第7条に定める履修申請のほか、栄養教育実習を履修するためには、別に定める申請要領に従って、教育実習申請書を学部事務室を経て学部長に提出し、その許可を受けなければならない。

(教育職員免許状出願手続)

第15条 第13条に定める単位を修得した学生は、別に定める期間および出願要領に従ってつぎの各号に掲げる書類に手数料を添えて、学部事務室を経て教務課に提出し、免許状の交付事務を依頼することができる。

イ 教育職員免許状授与申請願

ロ 教育職員免許状授与願・宣誓書・履歴書

### 第4章 成績評価および試験

(成績評価等)

第16条 成績の評価は学則第26条に定めるところにより、試験のほか、学生の日常の学修状況等を勘案して行う。

2 成績はS・A・B・C・D・E・\*の7種の評語をもって表し、その評価基準はつぎのとおりとする。また、それぞれのグレードポイント(以下「GP」という)はつぎのとおりとする。ただし、再試験で合格の場合はすべてCの評語とする。

「S」：100～90点(GP：4)

「A」：89～80点(GP：3)

「B」：79～70点(GP：2)

「C」：69～60点(GP：1)

「D」：59～30点(GP：0)

「E」：29～0点(GP：0)

「\*」：評価不能

- 3 成績評価S、A、B、Cを合格とし、所定の単位を与える。
- 4 編入学等で単位認定を受けた授業科目は、「認」と表示する。また、再入学および転学部等で単位を認定した科目の評価は、学部長が別に定める。
- 5 単に合格または不合格をもって示す授業科目は、当該科目が合格の場合は「G」、不合格の場合は「F」と表示する。
- 6 第2項の成績評価による学業結果を有効利用するために、グレードポイントアベレージ(以下「GPA」という)を用いる。
- 7 前項に定めるGPAは、各履修科目の単位数にGPを乗じた積の合計を、総履修単位数で除して算出する。
- 8 つぎの授業科目は、GPAの計算対象としない。
  - イ 卒業要件に含むことができない授業科目
  - ロ 評価を「認」、「G」、「F」で表示する授業科目
  - ハ 履修辞退した授業科目(ただし、再履修した授業科目を辞退した場合は、既に評価された成績をもって計算対象とする)
  - ニ その他別に定める授業科目  
(試験の方法等)

第17条 試験は、履修許可を得た科目についてのみ受けることができるものとする。

- 2 試験は、当該科目の授業期間中に担当教員が随時行うものとする。
- 3 試験の方法は、筆記、口頭試問および実技とする。
- 4 教育上必要な場合は、追試験および再試験を実施することがある。
- 5 追試験は、病気その他やむを得ない理由により受験できなかった者に対して行う試験をいう。
- 6 再試験は、日常の学修状況が良好であるにもかかわらず、成績が合格点に達しなかった者に対して行う試験をいう。ただし、実験・実習・演習科目は除く。  
(追試験および再試験の申請ならびに許可)

第18条 前条第5項の追試験を受けようとする者は、当該科目の試験終了日の翌日から起算して3日以内に、その理由を証明する書類を添えて受験不能届兼追試験願書を学部長に提出して許可を得なければならない。

- 2 再試験が受けられる授業科目数は、学部長が別に定める。
- 3 追試験および再試験の申請要領ならびに実施要領は、学部長が別に定める。

## 第5章 1年間の授業期間および授業時間

(1年間の授業期間)

第19条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(授業出席の義務)

第20条 学生は、履修許可を受けたすべての授業に出席し、遅刻、欠席等のないよう努めなければならない。

(授業時間)

第21条 授業は、2時間を1時限として、つぎのとおりとする。

1時限	2時限	3時限	4時限	5時限
9：00～10：30	10：40～12：10	13：00～14：30	14：40～16：10	16：20～17：50

## 第6章 進級要件

(進級要件)

第22条 各年次に進級するためには所定の単位を修得しなければならない。

イ 第2年次

スタンダード科目	「アカデミックリテラシー」、「チュートリアル」、「専門職連携基礎演習Ⅰ」、「専門職連携基礎演習Ⅱ」を含め4単位以上修得
オプション科目	—
専門教育科目	必修科目の中から24単位以上修得

ロ 第3年次

スタンダード科目	—
オプション科目	—
専門教育科目	必修科目の中から65単位以上修得

ハ 第4年次

スタンダード科目	必修科目15単位修得
オプション科目	必修科目6単位および選択科目4単位を含め10単位以上修得
専門教育科目	必修科目の中から82単位以上修得

2 前項にかかわらず、学部長が特に認めた者はこの限りでない。

## 第7章 雑則

(その他)

第23条 この規定に定めるもののほか、授業科目の履修等に関して必要な事項は、学部長が定める。

(規定の改廃)

第24条 この規定の改廃は、学部長会議および教授会の議を経て、学長が行う。

付 則

- 1 この規定は、2014年4月1日から施行する。
- 2 この改正規定は、2017年7月3日から施行し、2018年4月1日から適用する。
- 3 2015年度以前の入学者の履修については、第6条、第7条および第9条を除き、なお従前の例による。
- 4 改正後の第2条第3項および第4条第5項については、2016年度入学者から適用する。
- 5 2017年度以前の入学者の履修については、なお従前の例による。